

## 令和4年第9回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和4年11月29日（火曜日） 午後 2時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第49号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第51号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第52号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第53号 羽幌町スポーツ公園陸上競技場改修工事請負契約の変更について
- 第 9 議案第54号 羽幌町総合体育館（外部）改修工事請負契約の変更について

### ○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君

建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君

○職務のため出席した事務局職員

総務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	佐藤諒輔君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和4年第9回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。  
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和4年第9回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとご多忙のところご出席を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

また、11月8日告示の町長選挙におきまして無投票での当選という身に余る栄を賜り、引き続き町政運営の重責を担うこととなりました。3期目に当たる基本的な政策につきましては次の定例会において述べさせていただきますが、今後とも議員各位並びに町民の皆様のご協力を心からお願い申し上げる次第でございます。

さて、本臨時会に提案しております案件は、議案として条例案4件、工事請負契約の変更2件の合わせて6件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 小 寺 光 一 君                      8番 逢 坂 照 雄 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第49号～議案第52号

○議長（森 淳君） 日程第4、議案第49号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第51号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第52号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上4件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第49号から議案第52号まで4件を一括して、関連がございますので、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて提案をいたしておりまして、特別職及び議会議員の皆様につきましても一般職に準じて改定することとしてご提案申し上げております。

初めに、提案の理由となりました今回の給与改定の概要につきましてご説明申し上げます。

1点目は、月例給の引上げでございまして、給料表の改定に伴い、改定率で平均0.3%の増となるものでございます。なお、この改定は、令和4年4月1日まで遡及し、適用するというものでございます。

2点目は、期末、勤勉手当の引上げでありまして、年間支給割合を一般職については0.1月分、再任用職員については0.05月分引き上げるものであります。この引上げ分は、全て12月支給分に配分するものとし、令和5年度以降はこの引上げ分を含め、6月と12月の支給割合を均等に再配分することとしております。

以上が今回の概要でございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第49号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和4年11月29日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。別紙でお配りしております議案説明資料、議案第49号から第52号を御覧ください。1ページ目から2ページ目に説明を、6ページから17ページに新旧対照表がございます。新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、資料1ページ目を御覧ください。1番、期末、勤勉手当の引上げでございますが、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分し、年間支給割合を一般職については現行の1.9月分から2月分に改め、再任用職員については現行の0.9月分から0.95月分に改めるものであります。

資料の(1)になりますが、改正案の第1条では、引上げ分を全て一般職員、再任用職員ともに12月支給分に配分するもので、表のとおりでございますが、6月支給分は変更がなく、一般職員は12月支給分が0.1月分、再任用職員が0.05月分それぞれ引き上げられるというものであります。

次に、資料の(2)であります。改正案の第2条では、先ほどの(1)で改正した支給割合を再度改正し、6月支給分と12月支給分に均等に振り分けるものであります。これにより、令和5年度以降につきましては6月支給分と12月支給分の割合は等しくなるものであります。

次に、2ページを御覧ください。2番、月例給の引上げでございます。高卒初任給を4,000円、大卒初任給を3,000円引き上げ、おおむね30代半ばまで引上げ改定するものでございまして、改定率は平均で0.3%の増となる給料表の改定であります。なお、改定後の給料表は議案書に記載のとおりでございます。

次に、3番、附則でございますが、本改正条例の施行期日は令和4年12月1日からとしておりますが、冒頭にも説明しましたとおり、第1条の給料表の改定は令和4年4月1日から適用、第2条の改正は令和5年4月1日から施行する旨を規定しておりまして、これにより改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす旨を規定しております。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和4年11月29日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、一般職の給与改定に準じまして特別職の期末手当を改正するものであります。

資料の3ページを御覧ください。新旧対照表は18ページになります。期末手当を0.1月分引き上げ、年間支給割合を現行の4.25月分から4.35月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は2.075月分に、12月支給分は

2. 275月分にそれぞれ引き上げる改正であります。ただし、(2)に記載のとおり、令和4年12月の支給割合については、ただいまの改正にかかわらず、一般職と同様、引上げ分の全てを12月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

次に、2番の附則でございますが、施行期日は令和4年12月1日からとし、改正前の規定により支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明でございます。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第51号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和4年11月29日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、一般職の給与改定に準じまして議会議員の期末手当を改正するものであります。

資料の4ページを御覧ください。新旧対照表は19ページになります。期末手当を0.1月分引き上げ、年間支給割合を現行の4.25月分から4.35月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は1.675月分に、12月支給分は2.675月分にそれぞれ引き上げるものであります。ただし、(2)に記載のとおり、令和4年12月の支給割合については、ただいまの改正にかかわらず、先ほどの一般職並びに特別職と同様、引上げ分の全てを12月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

次に、2番の附則についてでございますが、施行期日は令和4年12月1日からとし、改正前の規定により支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明でございます。なお、改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第52号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和4年11月29日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、資料の5ページを御覧ください。新旧対照表は20ページから29ページになります。1の月例給の引上げですが、会計年度任用職員の給与は、一般職の給料表を準用しているため、一般職の給料表改定に伴い、改正するものであります。

次に、2番の附則についてでございますが、本改正条例の施行期日は公布の日からとしておりますが、一般職と同様に第1条の給料表の改定は令和4年4月1日から適用する旨を規定しておりまして、これにより改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす旨を規定しております。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

以上、議案第49号から議案第52号までの説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第49号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第53号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第53号 羽幌町スポーツ公園陸上競技場改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） ただいま上程されました議案第53号 羽幌町スポーツ公園陸上競技場改修工事請負契約の変更について、地方自治法第96条第1項第5号の規定による締結の提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和4年11月29日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、羽幌町スポーツ公園陸上競技場改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は、変更前が1億758万円、うち消費税978万円を含むものでございまして、変更後は1億1,607万2,000円、うち消費税1,055万2,000円を含むものでございます。



4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町南大通5丁目3番地、株式会社北一組代表取締役、忠津章であります。

提案の理由でございますが、令和4年6月24日第5回定例会において議決されました議案第38号、羽幌町スポーツ公園陸上競技場改修工事請負契約につきまして変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第53号について質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 提案理由の説明はあったのですけれども、具体的に金額が上がった説明というのは、どういう条件で、何があって上がったのかとか、そういう内容については説明がなかったかなと思うのですけれども、その辺は具体的にどういう内容があって今回の提案になったかという説明をお願いいたします。

○議長（森 淳君） 建設課主任技師、笹浪満君。

○建設課主任技師（笹浪 満君） お答えいたします。

まずは概数でこの工事は発注しておりまして、概数の確定によるものでございます。それは、既設のコンクリート等の構造物の取壊し等、数量が確定したのに対して設計変更を行っております。現場にあったとおりの数量で変更しているのと、設計当初の不一致によって下層路盤が2,000平方メートルほど数量漏れていたものを今回計上させていただいております。それに伴って仮設工事等のものの数量の変更も行っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 工事をしていく中でそういう新たなものが出てきたりだとか必要な作業は、補正もちろん必要だと思うのですけれども、今後説明に関しても具体的にこういう工事が増えたですとか、先ほど当初の設計には入っていないものが出てきたとか、そういう説明をしていただけたらなと思います。

それと、設計当時の単価的に、例えば今は燃油の高騰ですとか、人件費ですとか、当初設計して予算化されたもの、そして契約までの間で、そして今補正するのですけれども、そういうのも加味されていくものなのか、その辺は今の状況できっと3月に設計で予算化されたもので、実際契約したのが6月、そして今12月時点で補正ということで、燃料費の高騰だとか、人件費だとか、そういうものに関しては考慮されている補正なのでしょうか。

○議長（森 淳君） 建設課主任技師、笹浪満君。

○建設課主任技師（笹浪 満君） お答えします。

今回についてはスライド条項に合った変更は行っておりません。なので、当初6月に契約した段階で物価は上がっているのですけれども、その資材の価格はそれほど上がっていないものですから、それに関しての燃料等の変更は行っておりません。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 羽幌町スポーツ公園陸上競技場改修工事請負契約の変更に  
ついては原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第54号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第54号 羽幌町総合体育館（外部）改修工事請  
負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） ただいま上程されました議案第54号 羽幌町総合体育館  
（外部）改修工事請負契約の変更について、地方自治法第96条第1項第5号の規定によ  
る締結の提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和4年11月29日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、羽幌町総合体育館（外部）改修工事で  
ございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は、変更前が1億3,882万円、うち消費税1,262万円を含むもの  
でございまして、変更後は1億4,328万6,000円、うち消費税1,302万6,  
000円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、萌州・水上特定建設工事共同企業体、代表者、留萌市開運町2丁  
目1番1号、萌州建設株式会社代表取締役、畑中修平であります。

提案の理由でございますが、令和4年5月27日第4回臨時会において議決されました  
議案第29号、羽幌町総合体育館（外部）改修工事請負契約について変更契約を締結する  
ため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によ  
り、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第54号について質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 先ほどのスポーツ公園と同様に、確定ということでの変更は分かるのですが、具体的に変更があった内容ですとか、その辺先ほどと同じような感じで具体的な内容のものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 建設課主任技師、石川隆一君。

○建設課主任技師（石川隆一君） お答えいたします。

今回の工事は総合体育館の外部側に関する改修ですけれども、工事に当たりまして、まず同じように概数発注、下の部分から足場がない状態でひび割れの箇所ですとか、あと防水の補修の部分に必要な箇所というのを最初に想定して発注していたわけですけれども、工事に当たりましてひび割れの箇所の長さの増加ですとか、防水層の補修の面積が増となったことが大きな変更の部分です。そのほか関連して金物取り外しの長さを変えたりという調整もしつつ、今回の確定に至っております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 羽幌町総合体育館（外部）改修工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和4年第9回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時28分）